

武豊町地域公共交通計画の事業及びその事業主体について

図表 3-5 事業スケジュールと実施主体

※地域公共交通会議にて年度毎に評価

基本的な方針	事業概要	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	実施主体
①市街化区域内での交通サービスの確保維持	○幹線的バスの「武豊町コミュニティバス」の継続運行と路線・ダイヤ等の見直し	実施 →	必要に応じた見直し 知多武豊駅東の整備に関連した見直し				・武豊町地域公共交通会議 ・交通事業者
	○車両の追加や入れ替えの検討		継続した検討				
②ニーズが認められたエリアでの交通サービスの提供	○接続タクシーの継続運行	継続					・武豊町地域公共交通会議 ・交通事業者
	○接続タクシーの運行サービスの見直し	実施 →	必要に応じた見直し				
③公共交通を活用する生活スタイルへの転換	○公共交通を活用する生活スタイルへの意識転換を図るための住民への各種アプローチ活動	令和4年10月に →	各制度事業の継続・時刻表の配布				・武豊町地域公共交通会議 ・交通事業者
	○住民自らが考え、主体的に実施する、利用促進事業。また、これら活動を支援するための環境づくり	継続					
④TEAM ONE TAKETOYO 体制による総合的な移動サービスの提供(地域協働)	○障がい者タクシー料金助成、バス運賃助成などのあり方の検討・実施	既存事業を継続しつつ、移動サービスのあり方を検討				・武豊町 ・町内事業所 ・住民	
	○社会資本総合整備計画等の関連施策の計画的な実施	実施 →	駅前ロータリー駐輪場整備				
⑤時代の変化に対応した公共交通サービスの検討	○コミュニティバスの電動化	導入 →	環境対策、住民のQOLを高める公共交通サービスへの取り組み				・武豊町 ・武豊町コミュニティバス・生活の足を考える会
	○町の交通のあり方、時代の変化による技術動向の研究による地域将来の検討	開催					